

石川県公報

平成27年10月7日（水曜日）

号 外

（第73号）

目 次

規 則	
○本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する 条例施行規則 (税務課) 1	○住民基本台帳法の一部改正に伴う関係規則の整理に 関する規則 (市町支援課) 15

規 則

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十七年十月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十三号

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例（平成二十七年石川県条例第三十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税標準額の計算)

第二条 条例第二条の当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める算式によつて計算した額の合算額とする。

- 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業に係る所得金額又は収入金額
県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額又は収入金額
$$\times \frac{\text{当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額}}{\text{当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額}}$$
- 鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額
県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額
$$\times \frac{\text{当該新設し、又は増設した軌道のうち特別償却設備に係る軌道の延長キロメートル数}}{\text{当該軌道を新設し、又は増設した者が県内に有する軌道の延長キロメートル数}}$$
- 前二号以外の業種に係る所得金額又は収入金額
県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額又は収入金額
$$\times \frac{\text{当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る従業者の数}}{\text{当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数}}$$

2 前項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数及び従業者の数の算定については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第九項及び第十項並びに第七十二条の五十四第一項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

(不均一課税の申請)

第三条 条例第四条の規定により不均一課税の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める申請書を提出しなければならない。

- 法人の事業税 法人事業税不均一課税申請書（別記様式第一号）

一 個人の事業税 個人事業税不均一課税申請書(別記様式第二号)

二 不動産取得税 不動産取得税不均一課税申請書(別記様式第三号)

(不均一課税の取消し)

第四条 条例第五条の規定により不均一課税を取り消した場合においては、その旨を別記様式第四号による不均一課税取消通知書により、当該取り消された者に通知するものとする。

(知事の権限の委任)

第五条 条例に規定する知事の権限は、石川県税条例(昭和二十九年石川県条例第二十三号)第四条並びに附則第十九条及び第十九条の二の規定により県総合事務所長(県税事務所長を含む。)に委任する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成二十七年八月十日から適用する。

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)

(表)

法 人 事 業 税 不 均 一 課 税 申 請 書					
石川県 事務所長 様			年 月 日		
			所在地		
			法人名		
			代表者氏名	⑨	
<p>本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例第 2 条の規定による法人事業税の不均一課税を受けたいので、次のとおり申請します。</p>					
事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	確・修	事業の種類		
不 均 一 課 税 を 受 け よ う と す る 税 額	区 分		課 税 標 準	税 率	税 額
	年400万円以下の金額		円	100	円
	年400万円を超え年800万円以下の金額又は 年400万円を超える金額			100	
	年800万円を超える金額			100	
	計			/	
	収 入 金 額			100	
	合 計			/	
特定業務施設の用に供した新・増設の特別償却設備に関する明細					
区 分	新 設 ・ 増 設	特 定 業 務 施 設 の用に供した日	年 月 日		
所 在 地		特 定 業 務 施 設 の用に供した日 の属する事業年度	年 月 日から		
事 務 所 又 は 事業所の名称			年 月 日まで		
事業の種類		特 定 業 務 施 設 整備計画の認定日	年 月 日		
減 価 償 却 資 産 の 取 得 価 額	種 類	取 得 価 額	種 類	取 得 価 額	
	建物及びその附属設備	円	工具・器具及び備品	円	
	構 築 物		船 舶 ・ 航 空 機		
	機 械 及 び 装 置		合 計		
	車 両 及 び 運 搬 具				
摘 要					

(裏)

備考

- 1 この申請書は、正副 2 通を提出してください。
- 2 この申請書には、次に掲げる書類を 2 通添付してください。
 - (1) 事務所又は事業所全体の平面見取図（この見取図には、新・増設に係る建物及び機械装置並びに土地の部分を示すこと。）
 - (2) 新・増設した事業年度に係る減価償却資産の償却に関する明細書（法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16）の写し
- 3 「事業の種類」欄には、事業の種類を具体的に、例えば「ミシン製造業」というように記載してください。なお、2 以上の事業を行う場合は、それぞれの事業を記載し、主たる事業には◎印を付けてください。
- 4 「課税標準」欄には、次により算定した額の合算額を記載してください。なお、各欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
 - (1) 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業に係る所得金額又は収入金額
本県において課される事業税の課税標準となるべき所得金額又は収入金額（所得の階層区分により段階税率が適用される場合には、その区分されたそれぞれの課税標準となるべき所得金額。(2)及び(3)において同じ。）に新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額を乗じ、県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額で除して得た額
 - (2) 鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額
本県において課される事業税の課税標準となるべき所得金額に新設し、又は増設した軌道のうち特別償却設備に係る軌道の延長キロメートル数を乗じ、県内に有する軌道の延長キロメートル数で除して得た額
 - (3) (1)及び(2)以外の業種に係る所得金額又は収入金額
本県において課される事業税の課税標準となるべき所得金額又は収入金額に新設し、又は増設した特別償却設備に係る従業者の数を乗じ、県内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して得た額
- 5 代表者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。

(裏)

備考

- 1 この付表は、新設し、又は増設した特別償却設備において次の(1)から(3)までのうち 2 以上の区分の事業を併せて行う法人にあっては、当該区分ごとに作成してください。
 - (1) 電気供給業、ガス供給業又は保険業
 - (2) 鉄道事業又は軌道事業
 - (3) (1)及び(2)以外の業種
- 2 「課税標準の総額」欄には、本県において課される事業税の課税標準となるべき所得金額又は収入金額を記載してください。ただし、上記 1 により、当該区分ごとにこの付表を作成する場合は、当該区分に係る本県において課される事業税の課税標準となるべき所得金額又は収入金額を記載してください。なお、各欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 3 「新・増設の区分」欄には、新設・増設の別及びその年月日を記載してください。
- 4 「区分の基準」欄には、次による数値を記載してください。
 - (1) 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の場合
事業年度の末日現在における有形固定資産の価額（その金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。）
 - (2) 鉄道事業又は軌道事業の場合
事業年度の末日現在における軌道の延長キロメートル数
 - (3) (1)及び(2)以外の業種の場合
事業年度の末日現在における県内の事務所又は事業所の従業者の数。ただし、次のアからウまでに掲げる県内の事務所又は事業所にあつては、それぞれアからウまでに定める従業者の数（その数に 1 人に満たない端数を生じたときは、これを 1 人とする。）とすること。なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、1 月とすること。
 - ア 事業年度の中で新設された事務所又は事業所

$$\text{事業年度の末日現在の従業者数} \times \frac{\text{新設された日から事業年度の末日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}$$
 - イ 事業年度の中で廃止された事務所又は事業所

$$\text{廃止された月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{事業年度の月数}}$$
 - ウ 事業年度の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の 2 倍を超える事務所又は事業所

$$\frac{\text{事業年度の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{事業年度の月数}}$$
- 5 「課税標準額」欄には、「課税標準の総額」欄の所得金額の合計額又は収入金額に「区分の基準」欄の新・増設又は既設の設備に係る数値を乗じ、合計の数値で除して得た額を記載してください。なお、「課税標準額」欄の各欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 6 「事務所又は事業所の従業者数の内訳」欄には、「区分の基準」が従業者数となる場合のみ記載してください。

付表 2

減 価 償 却 資 産 の 取 得 価 額 等 の 明 細 書						
減価償却資産の名称	取得の方法	取得年月日	取得価額	耐用年数	特別償却の有無	摘 要
		. .	円			
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
		. .				
合 計						

別記様式第2号(第3条関係)

(表)

個人事業税不均一課税申請書

年 月 日

石川県 事務所長 様

住 所

氏 名

⑩

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例第2条の規定による個人事業税の不均一課税を受けたいので、次のとおり申請します。

年 度	年 度	所 得 金 額 の 算 定 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
		所 得 金 額 (課税標準額)	円
	不均一課税を受けようとする税額	税 率	$\frac{\quad}{100}$
		税 額	円

特定業務施設の用に供した新・増設の特別償却設備に関する明細

区 分	新 設 ・ 増 設	事 業 の 種 類	
所 在 地		特 定 業 務 施 設 の 用 に 供 し た 日	年 月 日
事 務 所 又 は 事 業 所 の 名 称		特 定 業 務 施 設 整 備 計 画 の 認 定 日	年 月 日
減価償却資産の 取得価額	種 類	取 得 価 額	種 類
	建物及びその附属設備	円	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品
	構 築 物		船 舶 ・ 航 空 機
	機 械 及 び 装 置		合 計
	車 両 及 び 運 搬 具		
摘 要			

(裏)

備考

- 1 この申請書は、正副 2 通を提出してください。
- 2 この申請書には、次に掲げる書類を 2 通添付してください。
 - (1) 別記様式第 1 号付表 2 による減価償却資産の取得価額等の明細書
 - (2) 事務所又は事業所全体の平面見取図（この見取図には、新・増設に係る建物及び機械装置並びに土地の部分を明示すること。）
 - (3) 新・増設した年に係る減価償却資産の償却に関する明細書の写し
- 3 「所得金額（課税標準額）」欄には、本県において課される事業税の課税標準となるべき所得金額に新設し、又は増設した特別償却設備に係る従業者の数を乗じ、県内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して得た額を記載してください。なお、課税標準となるべき所得金額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
- 4 「事業の種類」欄には、事業の種類を具体的に、例えば「ミシン製造業」というように記載してください。なお、2 以上の事業を行う場合は、それぞれの事業を記載し、主たる事業には◎印を付けてください。
- 5 申請者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。

(裏)

備考

- 1 「所得金額の総額」欄には、本県において課される事業税の課税標準となるべき所得金額を記載してください。
- 2 「新・増設の区分」欄には、新設・増設の別及びその年月日を記載してください。
- 3 「従業者数」欄には、所得金額の算定期間（以下「算定期間」という。）の末日現在における県内の事務所又は事業所の従業者の数を記載してください。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる県内の事務所又は事業所にあつては、それぞれ(1)から(3)までに定める従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とすること。）を記載してください。なお、月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、1月としてください。
 - (1) 算定期間の中で新設された事務所又は事業所
$$\text{算定期間の末日現在の従業者数} \times \frac{\text{新設された日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
 - (2) 算定期間の中で廃止された事務所又は事業所
$$\text{廃止された月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
 - (3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所又は事業所
$$\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$$
- 4 「所得金額」欄には、所得金額の総額に新・増設又は既設の設備に係る従業者数を乗じ、合計の従業者数で除して得た額を記載してください。なお、所得金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

別記様式第 3 号 (第 3 条関係)

(表)

不 動 産 取 得 税 不 均 一 課 税 申 請 書

年 月 日

石川県 事務所長 様

住 所

氏名又は名称

印

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例第 3 条の規定による次の不動産の取得に対する不動産取得税の不均一課税を受けたいので、次のとおり申請します。

家 屋	所 在	家 屋 番 号	種 類	構 造	建て床 面 積	延べ床 面 積	建設着手 年 月 日	取得の 方 法	取 得 年 月 日	取 得 価 額
						m ²	m ²
							
							
土 地	所 在	地 番	地 目	地 積	取得の 方 法	取 得 年 月 日	取得価額	摘 要		
				m ²		. . .	円			
						. . .				
					. . .					

特定業務施設の用に供した新・増設の特別償却設備に関する明細

区 分	新 設 ・ 増 設	特 定 業 務 施 設 の 用 に 供 し た 日	年 月 日	
所 在 地		特 定 業 務 施 設 の 用 に 供 し た 日	年 月 日 から	
事 務 所 又 は 事 業 所 の 名 称		の 属 す る 事 業 年 度 又 は 年	年 月 日 まで	
事 業 の 種 類		特 定 業 務 施 設 整 備 計 画 の 認 定 日	年 月 日	
減 価 償 却 資 産 の 取 得 価 額	種 類	取 得 価 額	種 類	取 得 価 額
	建 物 及 び そ の 附 属 設 備	円	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	円
	構 築 物		船 舶 ・ 航 空 機	
	機 械 及 び 装 置		合 計	
	車 両 及 び 運 搬 具			
摘 要				

(裏)

備考

- 1 この申請書は、正副 2 通を提出してください。
- 2 この申請書には、次に掲げる書類を 2 通添付してください。
 - (1) 別記様式第 1 号付表 2 による減価償却資産の取得価額等の明細書
 - (2) 事務所又は事業所全体の平面見取図（この見取図には、新・増設に係る建物及び機械装置並びに土地の部分を明示すること。）
 - (3) 新・増設した事業年度又は年に係る減価償却資産の償却に関する明細書（法人にあっては、法人税法施行規則別表16）の写し
- 3 「事業の種類」欄には、事業の種類を具体的に、例えば「ミシン製造業」というように記載してください。なお、2 以上の事業を行う場合は、それぞれの事業を記載し、主たる事業には◎印を付けてください。
- 4 申請者本人（法人にあっては、代表者に限る。）が署名する場合は、押印を省略することができます。

別記様式第 4 号 (第 4 条関係)

不 均 一 課 税 取 消 通 知 書

第 号
年 月 日

住 所
氏名又は名称

石川県 事務所長 印

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例第 5 条の規定により、次のとおり不均一課税を取り消したので、通知します。

年度又は事業年度	税 目	不 均 一 課 税 を 取 り 消 し た 税 額
		円
取 消 し の 理 由		

備考

- 1 この取消処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第 5 条の規定により、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、正副 2 通を作成し、なるべく当所を経由して提出してください。
- 2 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に係る裁決の送達を受け取った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、県を被告として（知事が、被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、
 - ① 審査請求があった日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても裁決がないとき、
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
 は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

住民基本台帳法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十七年十月七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第三十四号

住民基本台帳法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(石川県組織規則の一部改正)

第一条 石川県組織規則(昭和三十九年石川県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表石川県個人情報保護審査会の項中「第三十条の九第二項」を「第三十条の四十第二項」に改める。

(石川県住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部改正)

第二条 石川県住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の提供の方法等を定める規則(平成二十年石川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

題名中「本人確認情報」を「知事保存本人確認情報」に改める。

第一条及び第二条(見出しを含む)中「本人確認情報」を「知事保存本人確認情報」に改める。

(石川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第三条 石川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年石川県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第三十条の五第一項」を「第三十条の十五第一項」に、「本人確認情報」を「都道府県知事保存本人確認情報」に、「同法第三十条の八第一項」を「同項」に、「本人確認情報の」を「知事保存本人確認情報の」に改める。

第六条第一項第一号ハ、第九条の二第一項第一号及び第二号並びに第十一条第二項及び第三項中「本人確認情報」を「知事保存本人確認情報」に改める。

第四条 石川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第三十条の十五第一項」を「第三十条の十五第一項本文」に改める。

(ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部改正)

第五条 ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則(平成十六年石川県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「第三十条の五第一項」を「第三十条の六第一項」に、「第三十条の七第五項第二号」を「第三十条の十三第二項」に、「その提供」を「当該申請者若しくは当該浄化槽管理士に係る都道府県知事保存本人確認情報(同条第一項に規定する都道府県知事保存本人確認情報であつて、石川県知事以外の都道府県知事が保存するものをいう。第十条第三項において同じ。)の提供」に、「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項」に、「その利用」を「当該申請者若しくは当該浄化槽管理士に係る知事保存本人確認情報(同項に規定する都道府県知事保存本人確認情報であつて、石川県知事が保存するものをいう。第十条第三項において同じ。)の利用」に改める。

第十条第三項中「第三十条の七第五項第二号」を「第三十条の十三第二項」に、「その提供」を「当該申請者若しくは当該浄化槽管理士に係る都道府県知事保存本人確認情報の提供」に、「第三十条の八第一項第二号」を「第三十条の十五第一項」に、「その利用」を「当該申請者若しくは当該浄化槽管理士に係る知事保存本人確認情報の利用」に改める。

第六条 ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「同条第一項」を「同条第一項本文」に、「同項」を「同項本文」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四条及び第六条の規定は、平成二十八年二月一日から施行する。

